

大子町環境基本計画

清らかな水と豊かな緑にはぐくまれ

自然とともに暮らすまち大子

概要版



平成30年3月

 大子町

はじめに

私たちのふるさと太子町は、久慈川水系の清らかで豊かな水資源、八溝山系と阿武隈山系からなる山々の豊かなみどり、そして、そこに暮らす地域の方々の歴史・文化など、先人たちが残してくれた環境を基盤に今日の私たちの生活が成り立っています。

しかしながら、現代の生活は、経済活動の発展や拡大により、大変便利で豊かになる一方で、エネルギーの大量消費・大量廃棄型の社会経済システムにより、廃棄物の増加やごみの不法投棄をはじめ、地球温暖化や生物多様性の危機など、さまざまな環境問題が原因となり、ゲリラ豪雨などの経験したことのないような自然災害が発生しているといわれています。

このような状況を踏まえ、先人たちが残してくれた、豊かな環境を後世に伝えるという大切な使命を果たすため、平成28年9月に町の責務、町民の責務、事業者の責務を定めた「太子町環境基本条例」を施行し、この条例第8条に示す環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的に推進するため、この度「太子町環境基本計画」を策定しました。

今後は、太子町の望ましい環境の将来像「清らかな水と豊かなみどりにはぐくまれ、自然とともに暮らすまち太子」の実現に向け、積極的に計画の推進に努めてまいります。

この計画を推進するにあたりましては、町民、事業者及び行政が一体となり取り組んでいくことが大切であると考えておりますので、皆様のより一層のご理解とご協力、そして積極的な参画を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定に際しまして、貴重なご意見、ご提言を賜りました環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました多くの方々に、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

太子町長 綿引久男

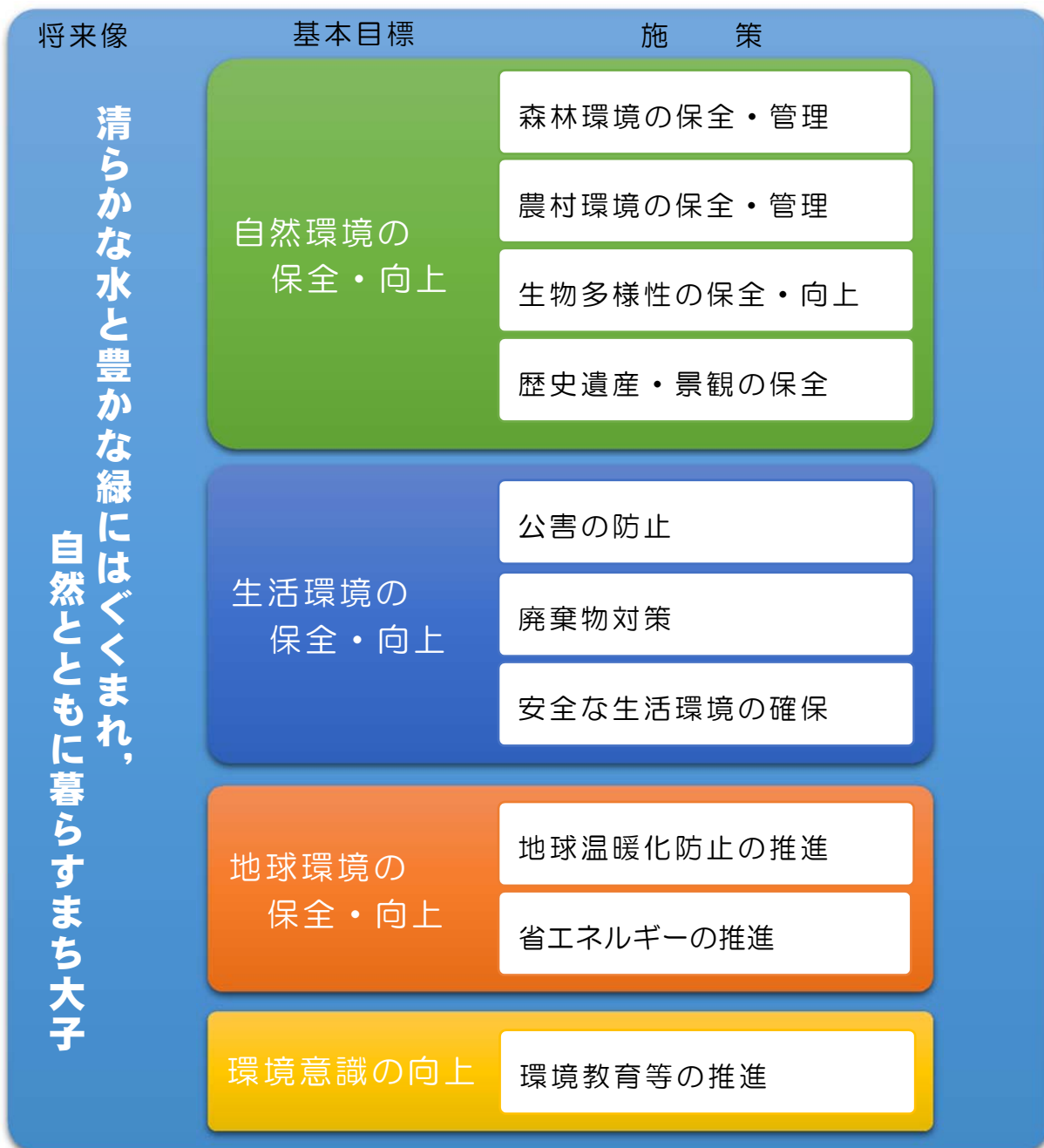


【袋田の滝の四季】

計画の体系

本町は、県内最高峰である八溝山を背景に、国の名勝に指定され、日本三名瀑に数えられた袋田の滝をはじめとする美しい自然を有し、県内でも有数の観光地として栄えてきました。

この清らかな水と豊かな緑を次世代の子どもたちに受け継ぎ、自然と調和した持続可能な社会の実現に向け、環境の将来像を設定しました。



大子町環境基本計画の体系は上記に示すとおりです。また、各施策の具体的な取組（一部抜粋）を次ページ以降に示します。

取組の方向性

本町の広大な森林，身近な農村環境，清らかな水辺は，貴重な野生動植物の生息生育地であり，本町の特徴的で良好な景観を構成する重要な観光資源となっています。

これらの環境を後世に引き継ぐため，間伐や木材の利用等による森林の保全・管理，有害鳥獣対策や耕作放棄地対策等による農村環境の保全・管理を行い，多種多様な動植物が生息生育する生物多様性の保全・向上を図ります。

また，歴史遺産の保全を図るとともに，良好な景観の保全を進め，地域観光資源の保全に努めます。

町・町民・事業者の取組（抜粋）

町の施策

- ◆ 無秩序な開発行為などの未然防止に努め，森林等の保全・管理を進めます。
- ◆ 間伐の実施などにより，森林の有する多面的機能の維持を図ります。
- ◆ 優良農地の保全・管理を図り，農地の環境保全機能の維持に努めます。
- ◆ 耕作放棄地の有効活用を進めます。
- ◆ 有害鳥獣の被害防止対策を推進します。
- ◆ 有害鳥獣の捕獲対策を推進します。
- ◆ 自然景観啓発事業（フォトコンテスト）を実施し，景観意識の向上を図ります。
- ◆ 沿道整備補助事業の実施により，町の景観向上に努めます。

町民の取組

- ◆ 所有する森林の適切な整備に努めます。
- ◆ 環境に配慮した農作物づくりに努めます。
- ◆ 地元農産物の利用に努めます。
- ◆ 貴重な野生動植物の保護や外来種の拡散防止に努めます。
- ◆ 庭先や窓辺などの身近な緑化に努めます。
- ◆ 空き家や空き地の対策に協力します。

事業者の取組

- ◆ 間伐材を含め，地元木材の積極的利用に努めます。
- ◆ 環境に配慮した農作物を積極的に使用するよう努めます。
- ◆ 農地の開発は必要な手続きを行い，環境配慮に努めます。
- ◆ あらゆる事業活動において生物多様性の保全への配慮に努めます。
- ◆ 事業地内などの身近な緑化に努めます。
- ◆ 空き家や空き地の対策に協力します。



【農村環境の様子】

取組の方向性

本町には久慈川をはじめ、多くの中小河川が流れています。これらの清流の保全・向上を図るため、生活排水対策を進めるとともに、水質調査を継続します。

さらには、大気、水質、騒音・振動、悪臭などの公害問題について、事業所等から発生するものだけでなく、身近な生活から発生するものにも着目し、対策を進めます。

また、ごみの減量化や不法投棄対策等を進め、快適な生活環境の保全・向上を進めるとともに、新たな環境問題に対応すべく、正しい情報の提供を行い、安全な生活環境の確保に努めます。

町・町民・事業者の取組（抜粋）

町の施策

- ◆ 河川水質検査を継続的に実施し、水質の保全・向上に努めます。
- ◆ 合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◆ 合併処理浄化槽の適正な維持管理の指導に努めます。
- ◆ 町民と行政の協働による河川清掃活動を進めます。
- ◆ 不法投棄防止の監視通報体制の強化を進めます。
- ◆ 生ごみ処理容器購入補助など、ごみ減量に向けた支援を進めます。
- ◆ 農作物を中心とした放射性物質の測定を継続します。

町民の取組

- ◆ 合併処理浄化槽の設置に努めます。
- ◆ 合併処理浄化槽の適正な維持管理に努めます。
- ◆ 河川清掃活動やその他の美化活動への参加に努めます。
- ◆ 不法投棄を発見した場合は速やかに通報します。
- ◆ 生ごみ処理容器の導入など、ごみを減らす活動に努めます。
- ◆ 国や県、町から提供される情報を入手し、正しい知識を身につけます。

事業者の取組

- ◆ 法令による規制基準を遵守します。
- ◆ 法令による規制基準以外にも、近隣に配慮した事業活動を行います。
- ◆ 河川清掃活動やその他の美化活動に協力します。
- ◆ 不法投棄を発見した場合は速やかに通報します。
- ◆ 廃棄物処理法に基づく適切な処分を行います。
- ◆ アスベストなど有害物質の適正処分を行います。



【久慈川を流れるシガ】



【押川を渡る水郡線】

取組の方向性

日々深刻さを増す地球環境問題のうち、特に地球温暖化問題に対応すべく、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

そのためには、町が積極的に二酸化炭素の削減活動を行うとともに、町民・事業者に対して働きかけを行います。

また、本町の広大な森林への間伐等の整備を進め、二酸化炭素の吸収源として活用するとともに、地域の特性にあった、バランスの良い再生可能エネルギーの活用に努めます。

さらに、すでに顕在化している異常気象等に対応するための取組を進めます。

町・町民・事業者の取組（抜粋）

町の施策

- ◆マイバッグ利用によるレジ袋削減や緑のカーテンの普及活動などにより地球温暖化防止対策を推進します。
- ◆間伐等により、二酸化炭素吸収源としての森林整備を進めます。
- ◆異常気象などの自然災害の被害を最小限に抑えるため、防災訓練の実施や防災意識の啓発活動を進めます。
- ◆太陽光発電事業者に対して、「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の遵守徹底や指導を強化します。
- ◆省エネルギーを推進するため、防犯灯などのLED化を進めます。
- ◆地元農産物の直売所での販売や学校給食への利用による地産地消を進め、輸送に係るエネルギー削減を図ります。

町民の取組

- ◆マイバッグ利用などによるレジ袋削減に努めます。
- ◆木材の利用に努めます。
- ◆自然災害への備えを進めます。
- ◆地元農産物の利用に努めます。
- ◆電化製品や自動車の購入にあたっては、省エネ商品を選ぶように努めます。

事業者の取組

- ◆レジ袋削減活動を進めます。
- ◆石油製品の利用削減に努めます。
- ◆太陽光発電事業者を行う際は、「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を遵守します。
- ◆地元農産物の利用に努めます。
- ◆設備や社有車の購入にあたっては、省エネ商品を選ぶように努めます。



【町の中心部】



【LEDによるライトアップ（袋田の滝）】

取組の方向性

本町の豊かな環境資源は、県内有数の観光地である本町の重要な観光資源でもあるため、町民一人ひとりの環境意識だけでなく、観光者に対しても環境意識の向上を図り、本町に関わるすべての人による環境保全を目指します。

そのため、町民に対して地域ボランティア活動への積極的な参加を促すとともに、専門的な知識を有する人材を掘り起こし、町民の環境学習の充実を図ります。

また、観光者に対して本町の自然の大切さを伝える取組を進め、観光者の環境意識向上に努めます。

町・町民・事業者の取組（抜粋）

町の施策

- ◆ 環境学習を推進するため、専門的知識や優れた技能を有する人材の掘り起こしに努めます。
- ◆ 町民の多様な学習ニーズを踏まえ、環境学習の充実を図ります。
- ◆ 地域ボランティア活動への積極的な参加を促します。
- ◆ 廃校等での自然体験活動を推進します。
- ◆ 観光者に対する環境教育を進めます。
- ◆ 事業者に対して、ISO14001やエコアクション21、茨城エコ事業所登録制度等の環境マネジメントシステムの取得を促します。
- ◆ 町民に対して茨城エコ・チェックシート等を活用した環境配慮の取組を促します。
- ◆ 森林セラピー事業を推進します。

町民の取組

- ◆ 自然体験活動などの環境学習に積極的に参加します。
- ◆ 地域ボランティア活動へ積極的に参加します。
- ◆ 茨城エコ・チェックシート等を活用した環境配慮の取組に努めます。

事業者の取組

- ◆ 自然体験活動などの環境学習に協力します。
- ◆ 地域ボランティア活動に協力します。
- ◆ ISO14001やエコアクション21、茨城エコ事業所登録制度等の取得に努めます。



【鮎の放流（久慈川）】

各主体の責務

大子町環境基本計画に掲げる目標を実現していくためには、町・町民・事業者のそれぞれが主体的に環境を守り育てるための役割を分担し、相互に連携し協力していくことが必要です。

環境基本条例に示す各主体の責務は次のようになります。

町の責務

町は、環境基本条例に定める基本理念に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有します。

町民の責務

町民は、環境基本条例の基本理念に基づき、環境の保全等に自ら積極的に取り組むとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有します。

また、その日常生活において、良好な水質の保全、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量その他環境への負荷の低減に努めるものとします。

事業者の責務

事業者は、環境基本条例に示す基本理念に基づき、環境の保全等に関する活動を積極的に推進し、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有します。

また、事業活動を行うときは、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の適正な処理を行うとともに、その発生の抑制等を進めることにより環境への負荷の低減に努めるものとします。



【八溝川の清流】



【秋の永源寺】

大子町環境基本計画【概要版】

発行年月：平成30年3月

編集／発行：大子町生活環境課

茨城県久慈郡大子町大字大子 866

T E L 0295-76-8802

F A X 0295-72-3550

ホームページ <http://www.town.daigo.ibaraki.jp/>